

「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」徹底プラン

2024年3月22日
一般社団法人 日本建設業連合会

中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、建設業界において、「支払条件」や「利益提供要請」について、自主行動計画に記載があるものの、その取組が不十分、遵守が徹底されていない事項が確認されたところ。当会の自主行動計画での記載事項の更なる徹底、遵守の強化を図るため、当会会員各社において、代表者以下、社内一丸となり、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

また、当徹底プランの遂行に向け、各社とも、社内関係者及び協力会社、下請負人をはじめ、取引先に対して周知を行う。

さらに、当会の総合企画委員会政策部会において、自主行動計画及び当徹底プランのフォローアップを実施し、その結果を踏まえて、当徹底プランの改定にも取り組む。

1. 支払条件について

(1) 指摘事項

現金100%の支払条件の事例は、全体の6割となっているが、依然手形等による支払いが残っている。業界全体で更なる改善が図られる必要がある。

(2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・発注者からの支払が現金払であるにもかかわらず、下請負人等に手形等で支払うこと
- ・下請負人等が現金払を希望しているにもかかわらず、手形等で支払うこと

②各社において可能な限り実施する事項

- ・政府が掲げる「2026年までの約束手形の利用の廃止」の方針に向け、会員会社の支払の現金払化の促進、現金払化が難しい場合には、電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促進する
- ・下請代金の支払に係る手形等のサイトは、60日以内とすること

2. 利益提供要請について

(1) 指摘事項

使途、算出根拠、提供の条件等について明確になっていない経済上の利益の提供がさせられている事例が見られる。要請するときは、あらかじめ、使途、算出根拠、提供の条件等を明確にして、下請事業者の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意することを徹底する必要がある。

(2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

・以下の諸費用について、事前に双方の協議・合意なく、また合意した場合においても契約書などの書面等によらず口頭などにより下請代金から差し引くこと

- 1) 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
- 2) 下請代金の支払に関して発生する諸費用（下請代金の振込手数料等）
- 3) 下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設廃棄物の処理費用
- 4) 上記以外の諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費他）

②各社において可能な限り実施する事項

・新たに①に掲げた諸費用を求める場合は、予め用途、算出根拠、提供の条件等を明確にし、事前に協議・合意の上、書面等により合意する。